

児童手当制度 申請や年度更新を忘れずに

■ 制度の内容

児童手当と特例給付は、15歳到達後の最初の3月31日(中学校修了前)までの児童を養育している父母などに支給されます。

日本国内在住(法令で定める「留学」に該当する場合を除く)の児童が支給対象です。

▽ 児童手当

- 3歳未満 : 月額1万5,000円
- 3歳以上小学校修了前(第1・2子) : 月額1万円
- 3歳以上小学校修了前(第3子以降) : 月額1万5,000円
- 中学生 : 月額1万円
- ※ 18歳到達後の最初の年度末までの間にある児童の人数で第1子・2子…と数えます。

▽ **特例給付** 受給者の所得が所得制限限度額を超過した場合、「児童手当」は支給されませんが、「特例給付」として、支給対象の児童1人につき月額5,000円が支給されます。

▽ **所得制限限度額** 6月分から令和3年5月分までの間は、受給者の令和2年度(令和元年中)の所得を審査します。

扶養親族など(注1)の人数	所得制限限度額	収入額での目安(注2)
0人	622.0万円	833.3万円
1人	660.0万円	875.6万円
2人	698.0万円	917.8万円
3人	736.0万円	960.0万円
4人	774.0万円	1002.1万円
5人	812.0万円	1042.1万円
6人以上	以降1人につき所得額に38万円ずつ加算	

(注1)「扶養親族など」とは、税申告した扶養親族などの人数です。

(注2)給与収入のみの場合で計算しています。

▽ **支給日**

- ・ 6月10日(2月分～5月分)
- ・ 10月9日(6月分～9月分)
- ・ 令和3年2月10日(10月分～令和3年1月分)

■ 認定請求(申請)

出生や転入など新たに児童手当と特例給付(以下合わせて「手当など」という)の申請事由が生じた方は、受給するための認定請求(申請)が必要です。申請者は、児童の父母などのうち、主たる生計維持者(恒常的に所得の高い方)となります。

公務員(民間企業などへ派遣、独立行政法人や国立大学法人勤務を除く)は、所属庁で申請してください。

手当などは、申請月の翌月分から支給対象となります。(出生や転入が月末の場合、申請日が事由発生日の翌日から数えて15日以内であれば、事由発生月の翌月分から支給対象となります)

▽ 申請に必要なもの

- ・ 印鑑
- ・ 申請者名義の振込口座の分かるもの
- ・ 申請者と配偶者の個人番号が分かるもの(個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票の写し)
- ・ 本人確認書類(運転免許証など)
- ※ 申請者が国内在住の児童と別居している場合は、次の書類も必要です。
 - ・ 別居児童に関する監護事実の申立書
- ※ 状況によっては、そのほかの書類を別途提出していただくこともあります。

▽ 寄付について

次代社会を担う児童の健やかな成長の支援のため、子育て支援事業への活用を希望する方は、手当などの全部または一部の支給を受けずに、阿久比町に寄付することができます。

寄付を希望する方は、子育て支援課まで「児童手当に係る寄附の申出書」を手当支払月の前月10日までに提出してください。